

<参考訳>

Insurance Accounting Newsletter 第 10 号

2010 年 1 月

保険会計の国際会計基準、作成中

12 月中旬からの数週間は、IASB（国際会計基準審議会）および FASB（米国財務会計基準審議会）の双方にとって、忙しい時期でした。2 つの重要な合同審議会が開かれ、クリスマス休暇をはさんで、いくつかの重要な決定がなされました。2009 年 12 月 16 日と 2010 年 1 月 5 日の会議において、両審議会は意見の収斂に取り組んでいくことを再度確認しました。また、前回の 10 月の会議では昨年夏以来の根本的相違の大部分について合意がなされましたが、その際に明らかになった双方の測定モデルにおける相違点について審議が行われました。今回のニュースレターでは、これらの会議における審議内容や成果に対する我々の見解について、お伝えしていきます。

1 つ目の FASB および IASB による合同審議会 — 2009 年 12 月 16 日

（開発中の）顧客との契約における収益認識（基準）の適用範囲から保険契約を除外

10 月の合同審議会以前は、FASB は保険契約の会計処理は収益認識プロジェクトにおいて展開されている原則に沿ったものとするべきである、と主張していました。すなわち、保険契約を販売する会社と財・サービスを販売する会社とで何ら会計処理上の違いがないようにすべきである、というものです。

この考え方によれば、キャッシュフローの期待価値(expected value)を算定する際の確率分布における不確実性に対し明示的かつ能動的な測定を行うことは認められません。FASB は、財・サービスの販売に関する収益認識の原則に従い、顧客対価に合わせ測定を行う方法を保険契約にも適用することを主張していました。この考え方から導かれる別の重要な帰結として、前回のニュースレターでも取り上げましたが、新契約費は即時に (expense upfront) 費用処理されるべきであり、保険料受取額の内、当該新契約費に対応する部分の収益認識 (contextual revenue recognition from the premium receivable) は認められない、という決定がなされました。

顧客対価を配分する方式では保険会計に関する有用な情報を提供できない可能性がある、というのが 10 月の会議の時点において認識されるところでしたが、これを受け、担当スタッフが収益認識モデルの保険会計への適用について検討を重ね、顧客対価配分アプローチは、そのキャッシュフローに不確実性を伴う保険契約には適さないということを実験的に説明したスライドが同スタッフによって提示されました。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

議論の結果、ビルディング・ブロックによる測定アプローチはより適切で、透明であり、かつ理解しやすい財務情報を提供する、という考えを FASB の多数メンバーが受け入れることになりました。2009 年 12 月の会議で FASB は、すべての 3 つのビルディング・ブロックを能動的に測定する IFRS 案と、保険に係る US GAAP を将来的に同じものにすることを決定しました。

損失契約でない限り履行義務 (performance obligation) は再測定されないため、収益認識モデルは適切でないことを同スタッフは示しました。これに対し、明示的なビルディング・ブロックによるアプローチでは、履行義務は状況の変化を反映するために常に再測定されます。したがって、状況が変化した場合、ビルディング・ブロック方式の方が、前提とする経済実態 (underlying economics) のより適切でかつ理解しやすい測定が可能となるのです。

同スタッフが提示した簡潔な事例が示すところによると、仮定の一つに僅かな変化 (例えば、保険契約者一人が一年長生きするなど) があると、前提とした経済実態では想定していなかった収益と利益の変化が結果として生じます。4 年という期間全体を通してのネットの結果は同じであるものの (割引による効果を除く)、収益配分に用いた個々の保険事故に対する受取対価に合わせた測定にもとづいた収益認識と利益パターンは、トータルの予測キャッシュフローとは異なります。

これらの説明により、IASB 提案における期待キャッシュフローの能動的測定と比較して配分方式の持つ欠点が審議会メンバーに十分に理解されました。

両審議会はまた、保険契約の本質は、他のサービス契約の本質とは実質的に異なることについても確認したようです。保険契約は、サービス (例えば、年金保険の保険契約者に提供される資産管理サービス)、保障 (protection)、投資およびデリバティブの 4 つの異なる要素の混合であるという見解が示されました。個々の保険契約は、これらの要素の異なる方法での組み合わせられており、したがって保険を純粋なサービス契約あるいは純粋な金融商品として分析するのを困難なものにしています。同スタッフは、保険のもつ複合的要素の性質を取扱うにあたっては、ビルディング・ブロックによる測定アプローチの方が、保険契約におけるキャッシュフローの複雑性および相互関連性への対応という点で配分方式よりも適していると述べました。

ギブ・アンド・テイク？ マージンに関する妥協

収益認識モデルが、保険リスクのボラティリティに適さないという共通の見解に達したところで、両審議会は、新会計基準の測定目的 (measurement objective) に関し、

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

以下の内容に暫定的に合意しました。

報告企業は、保険契約によって生じた現在の債務を履行するためのコストの現在見積り額と同額で保険契約を測定すべきである。報告企業は、以下に掲げるものにより当該コストの見積りをすべきである。

1. 保険者が債務を履行するにあたり生じると予測される、バイアスのない、確率加重された将来キャッシュフローの見積り
2. 貨幣の時間価値
3. 将来キャッシュフローの時期や金額についての不確実性の影響を反映させるリスク調整
4. プラスの初日差額を消去するための残余マージン¹

両審議会はまた、現在価値技法を適用する場合には、報告企業は市場変数については観察可能な市場価格を使用すべきであることを再確認しました。

非市場変数については、保険者は内部および外部のすべての利用可能なデータを使用し、より状況に適している情報源に重きをおくべきです。

審議会メンバーによる票決では、9人のIASBメンバーおよび3人のFASBメンバーによる過半数の賛成が得られました。FASBにおける賛成数は、盤石とは言えないものの過半数には達しています。

IASBは、2010年1月5日の公開草案で取り扱われた一般負債に関するプロジェクトにおける測定原則（IAS第37号の修正）との厳密な整合性を確保すべきであるとしていましたが、FASBが収益認識の会計原則との厳密な整合性を放棄する決定をしたのと同様に、この主張を後退させることを容認しました。

IAS第37号の新しい案によると、報告企業は、債務を消滅させるために合理的に支払う最も低い価額で債務を測定します。この方法は、以前のニュースレターで述べたように、債務の移転又は履行義務の受益者へのコミューテーションを行う場合、第三者が要求する価額としての出口価格の概念を含んでいます。

12月に合意された保険測定モデルは、測定方針における「その(its)」という単語で強調されているように、又、債務の履行に要する金額と表現されていることから、企

¹ IASB および FASB スタッフペーパー7A、2009年12月

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

業固有の将来キャッシュフローの見積りのみに重点を置いています。FASB の批判を受け、（保険負債の測定に当たっては、）IAS 第 37 号が要求するその他の価額を参照すべしとする箇所はすべて削除されました。

IASB が、出口価格に関する残りの参照箇所を削除することに同意する一方、FASB は測定モデルの明示的要素としてリスク調整を導入させることに同意しました。

IFRS と US GAAP の双方におけるモデルでは、マージンは 2 つの要素に分離されます。2 つの要素とは、すなわち、①見積りキャッシュフローの確率分布における不確実性を反映するためのリスク調整（各報告日に再測定される）、②他の（3 つの）ブロックを能動的に用いて測定された額を受取総対価と比較し、差額がプラスである場合に認識される残余価額、です。10 月に両審議会は、新しい会計モデルでは、当初測定の際に会計利益の認識を禁止することに同意しました。12 月の合同審議会において、残余マージンは能動的に測定された 3 つのビルディング・ブロックの価額との残余差額として計算されるということで両審議会は合意しました。

IASB は以前、保険金の支払に備える債務を除き、保険者が販売したすべてのサービスに係わる将来期待利益について別個のサービス・マージンとして認識することを要求していましたが、IASB がこの要求を会計基準から削除することに合意したことによって双方のモデルの整合性が完全なものになりました。この利益要素は、残余マージン内に取り込まれ、別個の開示は要求されないということになります。

リスク調整—その捕捉するものは？

リスク調整を別個に測定することに対し FASB が唱えた異論の一つが、1 つ目のビルディング・ブロックに確率分布が十分に反映されていればそのような必要はない、というものでした。ここ数ヶ月の議論により、（通貨単位）CU100 の支払を受けることが確実な負債は、期待確率加重平均が CU100 の不確定な負債よりもリスクが少ないということを FASB は容認しました。その差異は、追加的な別個の負債、すなわちリスク調整によってのみ捕捉することが可能ということになります。多くの保険契約の長期性、不確実性の程度および期待キャッシュフローの変化を現在時点で測定する必要性により、リスク調整の別個の測定が、とりわけ保険契約においては重要なものとなってきます。FASB は、保険会計を一般的な収益会計モデルに合わせることを放棄し、IASB が主張しているように、保険に特有の不確実性を忠実に財務諸表に表示するために不確実性を別個のリスク調整に反映させることを容認しました。

担当スタッフはもともと、不確定の見積りキャッシュフローに係るリスクから解放さ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

れるにあたり保険者が支払うであろう金額（price）をリスク調整において測定するという原則の導入を提案していました。しかし、議論の最終段階でこの提案は別の原則に変更されました。その原則とは、割引後期待（確立加重された）キャッシュフローの価額に捕捉されない保険契約のキャッシュ・フローの分布の不確実性を反映する機能としてリスク調整を定義し、また、時間とともに不確実性の変化をリスク調整に反映させることを求める原則です。この重要な原則に対する賛成票は、9人のIASBメンバーおよび4人のFASBメンバーによる過半数となりました。

リスク調整の測定について、まだ詳細に議論がされていない未解決の重要問題が、適正な会計単位に関する定義です。IASBのディスカッション・ペーパーでは、リスク・マージンをポートフォリオ・ベースで測定し、その際、ポートフォリオは、おおよそ同様のリスク特性を有する保険契約グループであり（均一性テスト）、かつ、これが単一のポートフォリオとして経営上も管理されている（管理テスト）ものと定義されていました。しかし、現在その定義は変わる可能性があり、企業特有の見積りに新たに焦点が置かれていることから、リスク調整は報告企業そのもののレベルにもとづいてなされる可能性があります。

残余マージンの利益計上—新しい利益パターンはまだ合意されず

残余マージンは、当初較正の際に、プラスの初日の差額を損益で認識することにならないように定められる額です。較正によりマイナスの差額が発生する場合、保険負債としては3つのビルディング・ブロックで測定された額が計上され、マイナス差額は他の（IFRSs上の）損失契約の取扱いと同様に、即時に損失として認識されます。契約時損失には、新契約費の影響は含まれません。新契約費は、常に費用処理され、保険契約の当初較正において考慮する必要はありません。

残余マージンの解放に係るIASBの暫定的モデルには、両審議会は合意していません。このテーマは今後の会議にて議論されることとなります。

2つ目のFASBおよびIASBによる合同審議会 — 2010年1月5日

昨年11月の戦略会議で合意されたように、両審議会は幾つかの追加会議を開くことによって新しい年をスタートさせました。この追加会議は、今後18カ月にわたって進められる意欲的に意見の収斂を目指すプログラムを促進することを目的としたものです。

言うまでもなく、保険会計が追加会議の1番目の議題にのぼり、2009年12月の合同審議会ではカバーされなかったペーパーのかなりの部分が、あらためて議論の対象とな

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

りました。

- ・組込デリバティブ
- ・アンバンドリング
- ・包括利益計算書における保険契約の表示方法

組込デリバティブ

担当スタッフは、新会計基準は組込デリバティブを公正価値で別個に認識することを要求せず、代わりに他の保険契約に適用するものと同じ測定アプローチ（すなわち、ビルディング・ブロックによるアプローチ）を組込デリバティブのキャッシュフローにも適用するべきであると述べました。

この見解とは、すなわち、すべての観察可能な金融変数に係る現在測定は既に測定モデルに反映されているので、組込デリバティブを分離し公正価値で測定することに利点はほとんど見いだせないというものです。

現在公正価値モデルとの相違は、非市場変数への企業固有情報の採用、報告企業自身の信用リスクの除外、および契約時の利益認識を排除するために残余マージンを採用することによる影響です。同スタッフの考えによれば、これらの相違は、関連するコストと努力を勘案すると分離処理を正当化するほどには重要ではありません。

しかし、合同審議会で展開された議論は、スタッフの提案を確認するまでには至らず、両審議会は、今後の会議にてあらためてこのトピックを扱うことに決定しました。

アンバンドリング

担当スタッフは、アンバンドリングの問題を提示するにあたり、総負債から保険金発生前債務をその一部分として別途取扱うかどうか（訳者注：保険契約負債（または資産）は、主に保険金発生前債務（pre-claims insurance liabilities）、支払備金及び将来のキャッシュ・インフローから計算されるため、これらを別々に認識すべきか、単一の正味の負債（または資産）として認識すべきかどうか）が検討課題となりうる）、ならびにユニットリンク契約およびこれに類する契約の管理下にある資金の取扱いをあえて今回の提案から除外したことを強調しました。これらは別の機会の議論で検討されます。

相互依存関係のない保険契約の構成要素にはアンバンドリングを要求し、構成要素に相互依存関係がある場合には認識や測定におけるアンバンドリングを禁止すべきという同スタッフの提案は両審議会によって承認されました。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

なお、（別個の）認識や測定が必要とされない場合において、アンバンドリングを表示することを禁止すべきか否かについての検討は、保険会計の表示方法に係る提案について両審議会が更に議論を進めてからということになりました。

しかし、両審議会の公式記録によると、決定の成果の捉え方には IASB と FASB で違いがあるようです。まず IASB ですが、以下に掲げる内容のスタッフ提案を支持しました。

- ・ある要素と当該契約の他の構成要素とに相互依存関係がない場合、保険者は、保険契約の構成要素をアンバンドルすべきである。
- ・保険者は、相互依存関係がある構成要素はアンバンドルすべきでない。²

IASB はスタッフからの提案を支持すると同時に、この要求が適用されることはそう頻繁にはおこらないであろうという予測に対しても、同意しました。

一方、FASB ですが、これらの原則を承認するにあたり複数の条件を挙げ、認識と測定におけるアンバンドリングが以下の点にどのように関係してくるかについて、FASB スタッフにペーパーで新たに説明するよう求めました。

- ① 保険契約の定義と提案される基準の対象範囲
- ② 業績報告書に対する表示モデル
- ③ 組込デリバティブの分離³

表示

保険料と保険金をどのように包括利益計算書に表示するかという論点は、今日に至るまで何度も両審議会で議論された非常に慎重な扱いを要する問題です。今回の会議では、両審議会は収益の表示基準について検討しました。

担当スタッフは2つの原則を述べました。

- ・引受保険料基準（written basis）ではなく、経過保険料基準（earned basis）により収益を認識する。

² IASB アップデート、2010年1月

³ FASB 決定事項サマリー、2010年1月5日

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

・契約に定められた保険カバーおよびその他のサービスに密接に関係する保険料の部分のみを収益として報告する（同じ保険契約者に払い戻されると予想される保険料は収益として認識しない）。

経過保険料基準による認識は、生命保険契約の現在の会計慣行にとっては変更ということになるものの、結果としてすべての保険契約が整合的に会計処理されることとなります。2番目の原則は保険契約における投資要素を正しく表示することを狙いとしています。

経過保険料基準は、ほとんど全員一致の多数決で承認されました（1人のIASBメンバーのみ反対）。

議論はその後も続き、新しい決定はなかったものの、経過保険料基準を採用した3つの収益表示方法の利点について議論がなされました。

・現在複数の損害保険会社により採用されている経過保険料方式は、保険契約における預り金要素が比較的小さい場合には適切である可能性がある

・保険契約がアンバンドリングを要する要素を有する場合において適用可能なアンバンドル（手数料基準）方式

・残余マージンの解放を収益として認識し、すべての種類の保険契約に適用する「マージン・モデル」もしくは「拡張したマージン・モデル」。この方式はまだ最終決定していない残余マージン会計の結果次第です。さらに、この方式による収益は、受取総対価と同額にはならず、保険会計基準を財・サービスの販売基準に合わせる方向性を両審議会が継続するとした場合には、両審議会による収益認識要求から逸脱するということとなります。

IASB 会議 — 2009年12月15日

保険負債対応資産（assets backing insurance liabilities）およびその他の包括利益（OCI）の表示

12月のIASBおよびFASBによる合同審議会に先立って、IASBは単独で会議を開き、新保険会計基準は、保険負債に対応する資産の会計処理について規定すべきでない、とほぼ全員一致により（メンバー1人は棄権）合意しました。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

IASB のディスカッション・ペーパーに対する関係者の反応では、会計上のミスマッチが起こることおよび短期的なボラティリティが反映されてしまうことを避けるために、保険者は保険負債の一部または全部の変化をその他の包括利益に報告することを要求もしくは容認されるべきである、という意見がありました。会計上のミスマッチが起こるのは、保険負債に対応する資産の中にはその他の包括利益（純資産の部）を通じ再測定されるものがあるからです（売却可能資産など）。

しかし、新しい IFRS 第 9 条においては、持分投資（equity investments）のみがその他の包括利益において再測定することができますが、処分の際には損益への振り替えはされません。また、配当は損益として別個に認識されます。したがって、2013 年にこの新会計基準が効力を発した際には会計上のミスマッチが一部残ることになります。

担当スタッフは、IFRS 第 9 条では、ミスマッチを避けるためこれらの資産を公正価値で損益処理することの選択を報告企業に与え、また移行措置として、（損益を通じて公正価値測定の対象とする有価証券の）再指定も可能であるとの指摘をしました。公正価値を使用する選択は、どの資産がどの負債を担保しているのかを特定し調査した上でその他の包括利益の額を損益に解放する時期を決定する、といった方法よりも簡便である、との主張がなされました。

また、IASB のディスカッション・ペーパーに対するコメントの中で、短期的な変動による保険負債の変化については、年金会計で現在採用されている方法に類する方法でその他の包括利益を通じ報告してはどうか、というものがありません。

IASB は、上記の提案についていずれも新しい IFRS には採用しないとする担当スタッフの意見に同意しました。

日程

2010 年 1 月 19 日（火）の合同審議会にて、新しい日程案が議論される予定です。担当スタッフは、公開草案の公表日を 2010 年 4 月から同年 5 月に遅らせ、コメント期間を同年 9 月までとするという提案をしています。

これ以外にも、次回合同審議会では、リスク調整および残余マージンの事後（契約初日以降）測定、ならびに保険契約者の行動が解約および更新オプションに与える影響といったテーマを審議する予定です。

付表： これまでの暫定的決定のまとめ

暫定的に一致している見解	IASB 及び FASB
<u>測定目的およびアプローチ</u>	<p><u>4つのビルディング・ブロックを使用した保険者の債務の現在評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険者が債務を履行するにあたり生じると予測される、バイアスのない、確率加重平均の将来キャッシュフロー</u> ・ <u>貨幣の時間価値の採用</u> ・ <u>保険者の見解による今後の将来キャッシュフローの金額と時期についての不確実性の影響に対するリスク調整</u> ・ <u>契約開始時におけるあらゆる利得を除外する額</u>
<u>サービス・マージン</u>	再測定された明示的サービス・マージンは、測定アプローチには含まれない
<u>測定のためのインプットの利用</u>	保険契約の履行に関連する全ての利用可能な情報を検討し、 <u>観察可能な市場価格に可能な限り整合している金融市場変数の現在見積りを使用する</u>
<u>不履行リスク</u>	保険契約の測定は、 <u>保険者の不履行リスクの変動について更新すべきでない</u>
利益の会計処理	会計上の利益は保険契約の当初認識時には認識しない
新契約費の会計処理	発生時に損益計算書に費用として計上
契約時の収益認識	負債は保険契約者からの受取総保険料に合わせて較正されるため、当初測定時には収益を認識しない
保険契約者の会計処理	両審議会は、次回公開草案から保険契約者の会計処理を除外するという従来の決定について、当該事項に関する新ペーパーが提出された後に、再検討を行う
<u>表示方法</u>	<u>(保険者が契約上の義務を履行した時に収益を認識するモデルではない) 引受保険料基準による収益認識モデルは除外</u>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

暫定的に相違している見解	IASB	FASB
有配当保険契約	有配当性は保険契約から独立して測定されるべきではない	有配当性が、負債の定義を満たしている場合（特に、支払に関する法律上あるいは法解釈上の義務の存在の有無に関し負債の定義を満たしている場合）、負債として分類されるべきである
認識	IASB は、保険契約の認識について最終決定を行わず、追加的分析を行い今後別の会議において事例を提示するようスタッフに要請	保険債務は以下のいずれかの早い方の時点で認識されるべきである ① 報告企業がリスクを負った時 ② 保険契約に署名した時
認識の中止	保険負債の認識の中止については IAS 第 39 号に従う	報告企業がリスクから解放され、かつ当該債務による経済資源の移転をする必要がなくなった時点で保険負債の認識の中止を行うべきである
アンバンドリング	<p><u>認識および測定に関し、保険者は以下に従う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険者は、当該契約における他の構成要素との相互依存関係がない場合には、保険契約の構成要素をアンバンドルすべきである。</u> ・ <u>保険者は、相互依存関係がある構成要素はアンバンドルすべきでない。</u> 	<p><u>認識および測定に関しアンバンドリングが要求されない場合、これを選択肢として容認すべきでない。FASB は、認識と測定におけるアンバンドリングがどのように以下の点に関係してくるかについて、スタッフに更なる明確化を要請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>保険契約の定義と提案される基準の対象範囲</u> ② <u>業績報告書に対する表示モデル</u> ③ <u>組込デリバティブの分離</u>

下線部：最近の変化

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

FASB でまだ議論されていない IASB による暫定的決定

割引率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負債の特性（通貨、デュレーション及び非流動性）にもとづいた原則的アプローチ
未経過保険料方式	<p>次のすべての条件を満たすすべての契約については、保険金発生前の保険債務の会計処理に未経過保険料方式を使用を要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間が 12 カ月以内で、 ・ 組込オプション又は保証が存在せず、 ・ キャッシュフローの期待流出額の大幅な減少につながりかねない事象について保険者が認識する可能性が低い場合であること
保険契約者の行動 (2010 年 1 月 19 日に審議の予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新及び解約オプションから生ずるキャッシュフローは、顧客関連無形資産ではなく、契約上のキャッシュフローの一部とする。 ・ 参照すべき独立した販売価格が入手できない場合には、これらのオプションを「ルック・スルー」基準にもとづいて測定する。
契約の境界 (2010 年 1 月 19 日に審議の予定)	<p>保険者が個々の保険契約を無条件に再引受あるいは価格改訂できる権利を得たときに既存契約は終了する</p>
デポジット・フロア (2010 年 1 月 19 日に審議の予定)	<p>解除もしくは更新オプションから生じるすべてのキャッシュフローを第一のビルディング・ブロックに含める（デポジット・フロア・ルールは不採用）</p>
マイナスの初日差額 (2010 年 1 月 19 日に審議の予定)	<p>マイナスの初日差額は契約時損失として即時認識</p>
事後（契約初日以後）のマージンの取扱い (2010 年 1 月 19 日に審議の予定)	<p>残余マージンは、保険者の契約履行状況を最も適切に表現する系統的方法により保険期間全体にかけて利益計上され、その利益計上は、3 つのビルディング・ブロックの変化とは無関係に行われる</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。